

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

このお知らせは、療養期間中、大切に保管してください。

(検査の結果、陰性となった方は、このお知らせを廃棄してください。)

(医師又は医療機関記入欄)

様 受診日 年 月 日
発症日 年 月 日

診療医療機関名: 医師名:

- あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告します。(発生届「有」) → **1**
- あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告しません。(発生届「無」) → **2**

1 届出対象の方

(医療機関から保健所への発生届「有」の方)

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方(入院の有無は問いません)
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

保健所から電話やSMS(※)で連絡します

保健所からの案内に従って療養と健康観察を行ってください。※ショートメッセージサービス

日中の症状悪化時のお問い合わせ先

山城北保健所安心ホットライン(9~17時)
(070-7811-0864~0866)

夜間の症状悪化時のお問い合わせ先

京都府新型コロナ健康フォローアップセンター(健康相談班) (17~翌朝9時)
(075-708-7159)

2 届出対象外の方

(医療機関から保健所への発生届「無」の方)

左記の①~④以外の方

保健所からの連絡はありません。
京都府新型コロナ健康フォローアップセンター(陽性者登録班)にご登録をお願いします。

1. WEBで登録(24時間対応)
 2. 登録番号が記載された登録完了メールが届きます
- ※WEB申込みができない方や登録完了メールが届かない方は、こちらにお電話ください。
075-708-7548
(受付時間:9:00~17:00)

登録について



症状悪化時のお問い合わせ先

京都府新型コロナ健康フォローアップセンター(健康相談班) 24時間対応
(075-708-7159)

※京都市在住の方は、「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター」まで(050-3614-9575)

●同居家族等の自宅待機について

感染された方の同居家族や施設等で濃厚接触者として特定された方の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日を0日目として5日目までです(2日目と3日目に検査し、陰性の場合は3日目で解除可)。各自健康観察をお願いします。

生活必需品等について、やむを得ない場合は感染対策に留意し、短時間の買物はしていただいで差し支えありません。

感染の可能性
がある方へ



●災害に備えて

あらかじめ、お住いの地域のハザードマップ等を確認し、避難場所について確認しておきましょう。

●療養証明について

保健所や健康フォローアップセンターからは、「療養証明書」は発行されませんが、**1**届出対象の方は、「My HER-SYS」証明が利用できます(発行に必要なIDは保健所から通知されます)。

(次ページに続く)

各種お問合せ・お申込みについて (1・2共通)

●食料品・生活必需品の調達が困難になった場合

無症状の方や、有症状でも症状が軽快して24時間が経過した場合は、感染対策に留意すれば短時間の生活必需品の買物は差し支えありません。

下記に該当する方に生活支援物資が配布可能ですので、右のQRコードからお申し込みください。(同一世帯に対して1セットのみの配布となります。)

<配布対象者> 症状がある方で次の①、②に該当する方 ①家族、親戚、友人、インターネット等による食料調達ができない方 ②申請時点で残りの療養期間が4日以上の方(申請から配布まで最短でも3日程度はかかるため)
--

生活支援物資
申込み



パルスオキシメータ
申込み



●パルスオキシメータの貸出を希望される場合

基礎疾患などで健康不安がある方にパルスオキシメータを貸与していますので、右のQRコードからお申し込みください。(同一世帯に対して1台のみ貸与)

●宿泊療養施設の入所を希望される場合

「重症化リスクの高い同居者に感染させたくない」等の理由で宿泊療養施設への入所を希望される場合は健康フォローアップセンター(075-708-7727)に御相談ください。

療養期間について

以下の条件を満たす日に療養解除となります。

療養期間
の考え方



【①有症状患者の場合】(入院患者又は高齢者施設入所者を除く。)

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後^{※1}24時間経過した場合



0日目	1日目	2日目	...	X日目	X+1日目	...	7日目	8日目
発症				症状 軽快			療養 最終日	外出 可能

24時間

7日目以降に症状軽快した場合は、症状軽快日+1日が療養最終日となります。

・解除後も10日間経過するまでは、自主的な感染予防行動^{※2}や、検温など御自身で健康状態を確認してください。

【②無症状患者の場合】※検査で陽性となったが、いまだ発熱・咳などの症状が出ていない方

陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合



0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
検体 採取	(陽性)						療養 最終日	外出 可能

5日目に検査キットで陰性が確認できた場合は、5日目が療養最終日になります。

・解除後も7日間経過するまでは、自主的な感染予防行動^{※2}や、検温など御自身で健康状態を確認してください。
 ・当初は無症状であったが、療養中に症状が出てきた場合は、症状が発現した日を発症日とし、【有症状患者の場合】の基準に沿って療養してください。

※1 解熱剤を服用せずに発熱がなく(目安: 37.5度以下)咳などの呼吸器症状が改善している状態です。

※2 自主的な感染予防行動とは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けることです。

■京都府新型コロナ健康フォローアップセンターお問い合わせ先一覧■

こんなとき	相談先	電話番号
症状が悪化したとき	1届出対象の方 保健所安心ホットライン (9時-17時)	070-7811-0864 ~0866
	2届出対象外の方 健康相談班(17時-翌朝9時)	075-708-7159
支援物資やパルスオキシメータを 申し込みたい※電子申請困難な場合のみ	支援物資班(8:30-17:00)	075-708-7697
宿泊療養を申し込みたい	宿泊療養受付班(8:30-21:00)	075-708-7727
療養上の注意点、濃厚接触者のこと などについて相談したい	総合相談班(24時間対応)	075-708-2439
陽性者登録について	陽性者登録班(9:00-17:00)	075-708-7548